

山 青 森 県 報

号外第三十二号

平成十四年三月二十九日(金曜日)

目 次

教育委員会

- 青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則……………(職員福利課) ……一
- 青森県立少年自然の家規則の一部を改正する規則……………(同) ……二
- 学校職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則(県立学校課) ……二
- 青森県公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………(スポーツ健康課) ……四
- 青森県教育委員会職員倫理規程の一部を改正する訓令……………(職員福利課) ……五
- 青森県教育委員会臨時的任用職員管理規程の一部を改正する訓令……………(同) ……五
- 青森県教育委員会専決代決規程の一部を改正する訓令……………(同) ……六
- 青森県教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令……………(同) ……七
- 青森県立学校職員規程の一部を改正する訓令……………(県立学校課) ……七

教 育 委 員 会

青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

青森県教育委員会規則第五号

青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則

青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則(昭和三十二年四月青森県教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。
第三条の見出しを「(課、班等)」に改め、同条第一項の表中

職員福利課	総務班
	人 事 班
職員福利課	給 与 班
	健 康 福 祉 班
職員福利課	互 助 厚 生 班
	給 与 班

を
に改め、同条に次の一項を加える。

3 前二項に規定するもののほか、職員福利課の所掌事務を分掌させるため、同課にグループを置く。

第十三条の見出し中「班」を「班及びグループ」に改め、同条中「班の分掌事務」を「班及びグループの分掌事務」に改め、「当該班」の下に「又はグループ」を加える。

第十六条第一項中「第三条」を「第三条第一項」に改める。

第十七条第一項中「課」の下に「(職員福利課を除く。)」を加える。

第十八条の次に次の一条を加える。

青森県教育委員会

(グループリーダー)

第十八条の二 グループにグループリーダーを置く。

2 グループリーダーは、上司の命を受け、グループの事務を処理する。

第二十二條第一項中「前十二條」を「前十三條」に改める。

別表第二主幹の項職務の欄を次のように改める。

特に命ぜられた事務を掌理する。

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

青森県立少年自然の家規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第六号

青森県立少年自然の家規則の一部を改正する規則

青森県立少年自然の家規則（昭和四十六年七月青森県教育委員会規則第十四号）の

一部を次のように改正する。

第三条第一項第三号中「、登録、編さん」を削る。

第四条第一項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

第五条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項から第十六項までを一項ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

学校職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第七号

学校職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の育児休業等に関する規則（平成四年三月青森県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「育児休業承認請求書」の下に「及び育児休業計画書」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の請求の際配偶者（当該子の親であるものに限る。）とともに育児休業等により子を養育するための計画を有している場合は、育児休業計画書（第一号様式の二）を育児休業承認請求書に添えるものとする。

第一号様式の(注)の1中「(四)職歴」を「(四)職歴」に、同様式の(注)の3中「一職歴」を「三職歴」に改め、同様式の次に次の様式を加える。

第 1 号様式の 2 (第 2 条関係)

育 児 休 業 計 画 書

年 月 日			
青森県教育委員会 殿		所属名	
		職氏名	
再度の育児休業の承認を請求する予定ですので、育児休業等の計画について下記のとおり提出します。			
なお、記載事項に変更が生じた場合は遅滞なく届け出ます。			
1 請 求 に 係 る 子			
氏 名		生年月日	年 月 日生
2 請 求 者 の 育 児 休 業 計 画			
育 児 休 業 請 求 期 間	年 月 日から	年 月 日まで	
再度の育児休業請求予定期間	年 月 日から	年 月 日まで	
3 配 偶 者 の 養 育 計 画			
配 偶 者 の 氏 名			
養 育 予 定 期 間	年 月 日から	年 月 日まで	
子を養育するために利用する制度等	<input type="checkbox"/> 育児休業 <input type="checkbox"/> 育児休業以外の休業・休暇 <input type="checkbox"/> その他 ()		
4 備 考			

- (注) 1 請求者の育児休業請求期間には、育児休業承認請求書に記載した請求期間を記入すること。
- 2 請求者の配偶者の養育予定期間は、請求者の育児休業における育児休業請求期間の満了日の翌日から再度の育児休業請求予定期間の初日の前日までの期間（3月以上の期間に限る。）を記入すること。
- 3 子の出生前に提出する場合は、「1 請求に係る子」欄の記入は、出生後、速やかに行うこと。
- 4 変更の届出の場合は、変更する箇所のみ記入すること。
- 5 該当する□には√印を記入すること。
- 6 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦長とする。

第三号様式の(注)の1中「監理」を「監査」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、第一号様式の(注)の1の改正規定及び第三号様式の(注)の1の改正規定は、平成十四年三月一日から適用する。
- 2 この規則の施行の日以後において育児休業、育児休業の期間の延長又は部分休業をするため、この規則の施行の日前において改正前の学校職員の育児休業等に関する規則第二条、第三条及び第五条の規定によりなされた承認の請求は、改正後の学校職員の育児休業等に関する規則第二条、第三条及び第五条の規定によりなされた承認の請求とみなす。

青森県公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第八号

青森県公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

青森県公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則（昭和五十八年三月青森県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

青森県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則

第一条中「青森県公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例」を「青森県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例」に改め、「青森県教育委員会」の下に「(以下、「教育委員会」という。)(を加え、「及び市町村立の義務教育諸学校(公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和三十二年法律第百四十三号。以下「法」という。))第四条第一項に規定する「義務教育諸学校」をいう。以下同じ。)」を削る。

第二条中「県立学校及び市町村立の義務教育諸学校の」を削り、「法」を「公立学校」の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和三十二年法律第百四十三号）」に改め、「実施機関（県立学校の学校医等）に関しては県教育委員会を、市町村立の義務教育諸学校の学校医等に関しては市町村の教育委員会をいう。以下同じ。）」を「教育委員会」に改める。

第三条から第十八条までの規定中「実施機関」を「教育委員会」に改める。

第十九条を削り、第二十条を第十九条とする。

第二十条の二中「実施機関」を「教育委員会」に改め、同条を第二十条とする。

第二十二条及び第二十三条中「実施機関」を「教育委員会」に改める。

附則第二項及び第三項中「実施機関」を「教育委員会」に改める。

第一号様式中「(実施機関) 殿」を「青森県教育委員会 殿」に改める。

第二号様式中「(実施機関)」を「青森県教育委員会」と、「青森県公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例」を「青森県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例」に改め、同様次の

【注意事項】の○中「実施機関」を「青森県教育委員会」に改める。

第三号様式及び第四号様式中「(実施機関) 殿」を「青森県教育委員会 殿」に改める。

第五号様式中「(実施機関) 殿」を「青森県教育委員会 殿」と、「看護婦」を「看護師」に改める。

第六号様式中「実施機関名」を「青森県教育委員会」と、「青森県公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例」を「青森県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例」と、「(実施機関)」を「青森県教育委員会」と、「実施機関」を「青森県教育委員会」と、「国民金融公庫」を「国民生活金融公庫」と、「青森県公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則」を「青森県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則」に改める。

第七号様式から第十二号様式までの様式中「(実施機関) 殿」を「青森県教育委員会 殿」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成十四年四月一日から施行する。
- 2 改正後の青森県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する

する条例施行規則の規定は、平成十四年四月一日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償及び同日前に支給すべき事由が生じた公務災害補償で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、その他の公務災害補償については、なお従前の例による。

青森県教育委員会訓令甲第一号

庁 内 一 般
出 先 機 関
所 轄 教 育 機 関

青森県教育委員会職員倫理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十四年三月二十九日

青森県教育委員会教育長 佐 藤 正 昭

青森県教育委員会職員倫理規程の一部を改正する訓令

青森県教育委員会職員倫理規程（平成十三年三月青森県教育委員会訓令甲第九号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「職員の休職の事由を定める条例（昭和四十四年十二月青森県条例第四十二号）第二条第一号に規定する機関」を「公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年十二月青森県条例第六十九号）第二条第一項各号に掲げる団体」に改める。

附 則

この訓令は、平成十四年四月一日から施行する。

青森県教育委員会訓令甲第二号

庁 内 一 般
出 先 機 関
所 轄 教 育 機 関

青森県教育委員会臨時的任用職員管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十四年三月二十九日

青森県教育委員会教育長 佐 藤 正 昭

青森県教育委員会臨時的任用職員管理規程の一部を改正する訓令

青森県教育委員会臨時的任用職員管理規程（昭和四十一年十二月青森県教育委員会訓令甲第九号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「範囲内」を「範囲内で一年を超えない」に改める。
第十三条第一号中「第二条」の下に「、第四条の二」を加え、「第七条の二第三項及び第四項、」を「第七条の二第五項及び第六項並びに第八条」に改め、同条第二号中「第二条」の下に「、第四条の二」を、「第六条」の下に「、第七条及び第八条」を加え、同条第三号中「第二条」の下に「、第四条の二」を加える。

別表の休暇の区分の欄中「相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域」を「災害が発生した場合」に、

- 「三 前二号に掲げる活動のほか、
身体上若しくは精神上の障害、
負傷又は疾病により常態として
日常生活を営むのに支障がある
者の介護その他の日常生活を支
援する活動」
- 「三 前二号に掲げる活動のほか、
身体上若しくは精神上の障害、
負傷又は疾病により常態として
日常生活を営むのに支障がある
者の介護その他の日常生活を支
援する活動」
- 「四 その他国、地方公共団体又は
公共的団体が行う活動で教育長
が定めるもの」

同表の期間の欄中「五日」を「七日」に改める。
第二号様式の(註)2を次のように改める。

2 履歴書（有資格者として任用する場合は、履歴書及び資格免許証の写し）を添付すること。

- 第三号様式中
- 「3 資金 日額 円
- 4 勤務場所
- 5 勤務時間 午前 時 分から午後 時 分まで
- 6 勤務日

を

(注) 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦長とする。

2 任用する期限付臨時職員又は育児休業代替臨時職員の勤務時間が正規職員と同一の場合は、5の勤務時間及び6の勤務日は記載を要しない。

「3 勤務場所

4 勤務内容

5 勤務時間等に関する事項

(1) 勤務日 (週休日)

(2) 勤務時間、休憩時間及び休息時間

(3) 時間外勤務の有無

(4) 休暇 別に交付する書面に記載するとおり

6 賃金に関する事項

(1) 日額 円

(2) 日額以外の事項 別に交付する書面に記載するとおり

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦長とする。」

附 則

この訓令は、平成十四年四月一日から施行する。

青森県教育委員会訓令甲第三号

庁 内 一 般
出 先 機 関
所 轄 教 育 機 関

青森県教育委員会専決代決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十四年三月二十九日

青森県教育委員会教育長 佐 藤 正 昭

青森県教育委員会専決代決規程の一部を改正する訓令

青森県教育委員会専決代決規程 (昭和三十七年四月青森県教育委員会訓令甲第三号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「課長補佐」の下に「及びグループリーダー」を加える。
第四条第二項中「及び少年自然の家」を削り、「次長」の下に「少年自然の家にあつては課長」を加える。

第八条の二第一項中「課長補佐」の下に「又はグループリーダー」を加える。
第十一条第一項中「主任社会教育主事が」の下に「、グループリーダーが不在のときは、あらかじめ教育長の承認を得て課長が指定する職員が」を加え、同条第五項中「副館長等」の下に「(少年自然の家の課長を除く。)」を加える。

別表第一各課共通の項教育次長専決事項の欄第五号を削り、同欄第六号中「第九十二条の規定による前渡資金取扱者の承認及び」を削り、同号を同欄第五号とし、同欄第七号を同欄第六号とし、同欄第八号を削り、同欄第九号を同欄第七号とし、同項課長専決事項の欄第十号中「課長補佐」の下に「及びグループリーダー」を加え、同欄第二十号を第二十三号とし、第十四号から第十九号までを三号ずつ繰り下げ、第十三号の次に次の三号を加える。

十四 予算の令達
十五 青森県財務規則第九十二条の規定による前渡資金取扱者の承認
十六 臨時職員の任用、期間の更新及び退職の承認に関すること。

別表第一職員福利課の項教育次長専決事項の欄中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、同項課長専決事項の欄中第十二号を第十三号とし、第三号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 職員の昇格、昇給の発令

別表第一県立学校課の項課長専決事項の欄第三号中「承認」を「確認」に改める。
別表第一スポーツ健康課の項教育次長専決事項の欄第二号を削り、同項課長専決事項の欄中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱及び解嘱に関すること。
別表第二第十一号中「課長補佐」を「グループリーダー」に改める。

別表第三三所長専決事項の欄中第十六号を第十八号とし、第九号から第十五号までを二号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の二号を加える。

九 青森県財務規則第九十二条の規定による前渡資金取扱者の承認
十 臨時職員の任用、期間の更新及び退職の承認に関すること。

別表第三の二所長専決事項の欄中第十三号を第十五号とし、第九号から第十二号までを二号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の二号を加える。

九 青森県財務規則第九十二条の規定による前渡資金取扱者の承認
十 臨時職員の任用、期間の更新及び退職の承認に関すること。

別表第四教育機関共通の項中第十二号を第十四号とし、第九号から第十一号までを
二号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の二号を加える。

九 青森県財務規則第九十二条の規定による前渡資金取扱者の承認
十 臨時職員の任用、期間の更新及び退職の承認に関すること。

別表第七中第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一
号の次に次の一号を加える。

二 青森県財務規則第九十二条の規定による前渡資金取扱者の承認
附 則

この訓令は、平成十四年四月一日から施行する。

青森県教育委員会訓令甲第四号

庁 内 一 般
出 先 機 関
所 轄 教 育 機 関

青森県教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十四年三月二十九日

青森県教育委員会教育長 佐 藤 正 昭

青森県教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令

青森県教育委員会文書取扱規程（昭和三十六年十二月青森県教育委員会訓令甲第十
二号）の一部を次のように改正する。

第一条の四第二項中「班長」の下に「又はグループリーダー」を加える。

第十四条の二第四項中「総務課長」を「職員福利課長」に改める。

第十七条第二号中「班長」の下に「又はグループリーダー」を加え、同条第三号中
「前号」を「前二号」に改め、「班長」の下に「又はグループリーダー」を加える。

第二十条中「班長」の下に「又はグループリーダー」を加える。

第二十八条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とする。

第三十三条第一項中「第二十八条第三項」を「第二十八条第二項」に改める。
別表第一の(3)中

八戸第二養護学校 倉石養護学校	八二養 護
--------------------	----------

改める。

附 則

この訓令は、平成十四年四月一日から施行する。

青森県教育委員会訓令甲第五号

各 県 立 学 校

青森県立学校職員規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十四年三月二十九日

青森県教育委員会教育長 佐 藤 正 昭

青森県立学校職員規程の一部を改正する訓令

青森県立学校職員規程（昭和三十二年十一月青森県教育委員会訓令甲第六号）の一
部を次のように改正する。

第十条第一項中「校長が指定するものとする」を「日曜日及び土曜日とする」に改
め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 学校の運営上、前項の規定により難い職員の週休日は、校長が指定するものとす
る。

様式第五号中

倉 石	養 護
倉 石	養 護

を

倉 石	養 護
-----	-----

に改める。

様式第十六号の二の注の2を削り、同様式の注の3を注の2とする。

様式第二十一号中
 に改める。

附 則

- 1 この訓令は、平成十四年四月一日から施行する。
- 2 この訓令による改正前の様式により調製した用紙で現に残っているものは、当分の間、これを使用することができる。

発行所・発行人 青森市長島二丁目一番一号 青森県	印刷所・販売人 青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社
--------------------------------	--------------------------------------

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十七円八十五銭